２．選考委員会は、責任を似って総会までに次年度会長予定者を人選し、役員会に報告する。

３．次年度会長予定者は、次年度副会長、専務理事、監事、県連理事、正・副委員長予定者を選出し、選考委員会は役員会に報告する。又次年度会長予定者は上記役員の選出に当たって選考委員会と協議することができる。

（役員の任期）

第14条　役員の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし会長は２期を越え再任することはできない。

（役員の任務）

第15条　会長は青年部会を代表し、会務を総理し総会及び役員会を招集しての議長となる。

２．直前会長は会長在任年度の事業報告及び会計報告を行う。また、会長を補佐し対外的事業円滑をならしめる。

３．副会長は会長を補佐し次の事項を分担処理する。

⑴会長事故にある時はその任務を代行する。

⑵担当委員会及び事業を分担統轄し責任をもってその運営を円滑ならしめる。

４．専務理事は会長を補佐し、次の事項を分担処理する。

⑴事務局を統轄し対外的な交渉を円滑ならしめる。

⑵役員会の提出資料作成、処理及び議事進行にあたる。

⑶その他の庶務。

５．県連理事は、県連規約に従い対外的な交渉を円滑ならしめる。

６．理事は会長、副会長を補佐し次の事項を分担処理する。

⑴委員会を分担し率先してその運営にあたる。

⑵役員会において各委員会の活動状況等報告しなければならない。

７．監事は青年部会の業務及び会計状況を監査する。

（役員会）

役員会は青年部会の運営にあたる。

２．役員会は総会から任務された事項及び総会に提出すべき議題を審議処理する。

３．定例役員会は、毎月１回開催し臨時役員会は会長が必要と認めたときに招集する。

４．役員会の定足数は役員数の２分の１とし、議会は出席